

南山中学校PTA会則

第1条 名称及び事務所

この会は、白井市立南山中学校保護者と教師の会（PTA）といい、事務所を南山中学校におく。

第2条 目的

この会は、保護者と教師が協力して、学校・家庭・社会における生徒の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条 方針

この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って行動する。

- 1 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。

第4条 活動

この会は、その目的をとげるため、次の活動をする。

- 1 会員は生徒を理解し、その成長を見守るために協力を図る。
- 2 家庭と学校との緊密な連絡によって生徒を指導援助する。
- 3 生徒の環境をよくする。
- 4 公教育を充実することに務める。
- 5 国際理解に務める。

第5条 会員

この会の会員は、次のとおりとする。

- 1 南山中学校に在籍する生徒の保護者。
- 2 南山中学校に勤務する教職員。

第6条 会費

この会の会員は、会費を納める。会費は一世帯月額350円とし、年度初めに納入する。

第7条 経理

この会の経理は、次のとおりとする。

- 1 この会の活動に要する経費は、会費、その他の収入によってあてる。
- 2 この会の経理は、総会で議決された予算に基づいて行われる。
- 3 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を受けなければならない。
- 4 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第8条 役員

この会に次の役員をおく。

1 役員構成と任務

(1) 会長1名

会長は、この会を代表し、会務を総括し、総会、運営委員会およびその他の会を招集することができる。また会長は、会計監査の集会を除くすべての集会に出席し、意見を述べることができる。

(2) 副会長3名（内1名は教職員）

副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時には、その任務を代行する。

(3) 書記4名以上（内1名は教職員）

書記は重要な事項の記録、文書保存を遂行する。

(4) 会計3名（内1名は教職員）

会計は会計事務の処理一切を行う。

2 役員の任期

役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。また、欠員の補充は運営委員会で行う。任期は前任者の残任期間とする。

第9条 会計監査

この会に会計監査2名をおく。

- 1 会計監査は、年度終了後決算について監査し総会に報告する。
- 2 会計監査は、随時この会の会計監査を行うことができる。
- 3 任期は1年とする。また、欠員の補充は、運営委員会で行う。任期は前任者の残任期間とする。

第10条 役員及び会計監査の選出

役員および会計監査選出のため、この会に役員選考規定をおく。

第11条 学級委員・専門委員・役員選考委員

この会に、学級委員・専門委員・役員選考委員をおく。

- 1 各学級より、学級委員2名、広報委員、役員選考委員各1名を選出する。
- 2 校外委員は、各地区より選出する。
- 3 教職員の専門委員、役員選考委員は教職員の互選により選出する。
- 4 各委員は、それぞれ委員会を構成する。

第12条 総会

総会は、この会の、最高議決機関であり、全会員によって構成される。総会は、定期総会と臨時総会とする。

- 1 定期総会は、年度当初に開催される。
- 2 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、また会員の3分の1以上の要求があったとき開催する。
- 3 総会は、会員の3分の2以上（委任状を含む）の出席をもって成立する。
- 4 総会は、次のことを審議決定する。
 - (1) 活動報告と決算の承認
 - (2) 役員の承認
 - (3) 計画案と予算案の審議決定
 - (4) 会則の改正、変更案の審議決定
 - (5) その他、重要な事項の審議決定
- 5 総会の議事は、出席者の過半数で決定する。
- 6 議長等は、その都度一般会員より選出する。

第13条 役員会

この会に役員会をおき、次のことを行う。

- 1 運営委員会への議案の作成
- 2 運営上の諸問題の審議
- 3 緊急事項の処理

第14条 運営委員会

この会に運営委員会をおく。

- 1 運営委員会は、役員、学級委員、および各専門委員会役員2名によって構成される。
- 2 運営委員会は、会長の招集、または構成員の3分の1以上の要求があったとき開き、出席者の3分の2以上で議事を決定する。
- 3 運営委員会は、次のことを行う。
 - (1) 総会に提出する議案の審議
 - (2) 運営上の諸問題の協議と処理

- (3) 細則の決定、改廃
 - (4) 役員の下員補充
- 4 会員は、運営委員会の傍聴ができる。

第15条 学級委員会

この会に学級委員会をおき、学級・学年間の連絡、調整をする。

第16条 専門委員会

この会に次の専門委員会をおく。

広報委員会 校外委員会

- 1 広報委員会は、広報誌（紙）の発行等の活動にあたる。
- 2 校外委員会は、校外における生徒の生活指導、および環境整備等にあたる。
- 3 各委員会に委員長を1名、副委員長、書記、会計の専門委員会役員をおく。

第17条 慶弔

この会に慶弔規定をおく。

第18条 細則

この会に必要な細則の決定、改廃は、この会則に反しない限り運営委員会で議決できる。ただし、その結果は総会に報告しなければならない。

第19条 改正・改廃

この会の会則の改正、改廃は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得ることを必要とする。

付 則

この会則は、昭和57年10月16日より施行する。

昭和63年	4月30日一部改正	平成 3年	4月27日一部改正
平成 4年	4月25日一部改正	平成 6年	4月30日一部改正
平成 7年	5月 6日一部改正	平成 8年	4月20日一部改正
平成 9年	4月19日一部改正	平成10年	5月 1日一部改正
平成11年	4月26日一部改正	平成12年	5月 1日一部改正
平成13年	4月26日一部改正	平成15年	4月24日一部改正
平成17年	4月28日一部改正	平成18年	4月27日一部改正
平成29年	4月20日一部改正	令和 元年	4月23日一部改正

南山中学校PTA慶弔規定

会員相互の信頼と敬愛をこめて、会の名をもって慶弔のこゝろを行う。返礼は無用とする。

1 結婚	(教職員)	5,000円
2 出産	(教職員・第一子)	5,000円
3 死亡	(会員及び配偶者・生徒)	5,000円
4 転退職	(教職員)	3,000円

このほか、不測の場合は、運営委員会で協議し、緊急の時は会長、副会長の協議により行う。